

就農準備資金に係る研修機関等認定要領

第1 趣旨

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）別記2の第5の1の（1）のイ及び千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要領（令和4年4月1日担い手第396号制定。以下「県実施要領」という。）第5の1の（1）のイの（ア）に規定する就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等（以下「認定研修機関」という。）の県による認定については、国実施要綱、県実施要領及び「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」（令和4年3月29日付け3経営第3218号就農・女性課長通知。）（以下「国研修機関等認定基準」という。）に定めるもののほか、本要領によるものとする。

第2 認定研修機関

認定研修機関として県が認める研修機関等は、次のとおりとする。

- 1 千葉県立農業大学校 農学科、研究科及び農業研修科
- 2 農業研修制度を実施している市町村、農業協同組合及び公益法人等（以下「市町村等」という。）のうち、県が認定したもの
- 3 先進農家、先進農業法人等（以下「先進農家等」という。）のうち、県が認定したもの
- 4 国実施要綱別記2の第8の4に規定される全国型教育機関

第3 認定基準

第2の2又は3に係る県の認定について、研修機関等が満たす基準は次のとおりとする。

- 1 国研修機関等認定基準の別紙の1の基準を全て満たすこと。
- 2 研修終了後、研修生の就農支援を実施することができること。
- 3 認定を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - （2）次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、

情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 農地法等、関係法令を遵守しない者

4 第2の3に係る県の認定を受けようとする者は、1から3に加え、以下の基準を全て満たすこと。

(1) 研修生（研修期間が2週間以上の者。外国人技能実習生も含む）、従業員（パート・アルバイトを含む）等を経営体で受入れ、指導した実績があること。

(2) 交付対象者に対して十分な指導を行うことが出来る、5年以上の農業経験を有する研修責任者（経営主本人を含む）を設置すること。

(3) 交付対象者を労働者として扱わないこと。

(4) 交付対象者に対して、労働の対価として研修手当等の金銭を支給しないこと。

(5) 地域の水準以上の技術力を有すること。

(6) 県が定める水準（別記）以上の経営力を有すること。

(7) 主な研修地が千葉県内であること。

(8) 原則として、同一経営体で「農の雇用事業」又は「雇用就農資金」の受給と就農準備資金における認定研修機関としての研修実施を同時期に行わないこと。

第4 認定の手続き

第2の2又は3の認定について、研修機関等、市町村又は県が執る手続きは、次のとおりとする。

1 研修機関等の手続き

(1) 市町村等にあつては、就農準備資金に係る研修機関等認定申請書（様式1-1：市町村等用）を作成し、県に認定を申請する。申請は研修制度ごとに行うものとする。

なお、申請書の提出先は、市町村にあつては所管する県農業事務所（企画振興課）とし、農業協同組合及び公益法人等にあつては主な研修地のある市町村（農政主務課）とし、提出部数は、3部（正1部、副2部）（ただし、市町村にあつては2部（正1部、副1部））とする。

(2) 先進農家等にあつては、就農準備資金に係る研修機関等認定申請書（様

式1-2：先進農家等用）を作成し、県に認定を申請する。

なお、申請書の提出先は、主な研修地のある市町村とし、提出部数は、3部（正1部、副2部）とする。

- (3) 現に農業次世代人材投資事業（準備型）の研修機関等として県から認定されている研修機関等にあつては、(1)、(2)の規定にかかわらず、研修機関等継続認定申請書（様式1-3：市町村等及び先進農家等共通）を作成し、県に認定を申請する。

なお、申請書の提出先は、県担い手支援課とし、書類の提出部数は、1部とする。

- (4) 現に就農準備資金の研修機関等として県から認定されている先進農家等が認定を更新しようとするときは、(2)の手続きに準じて申請する。

なお、申請は、3の(3)に規定する認定の有効期間が満了する期日の1年前から行うことができる。

- (5) 現に県から認定を受けている研修機関等が研修内容の変更（軽微な変更を除く。）又は研修制度の追加等を行うときは、(1)又は(2)の手続きに準じて申請する。

2 市町村の手続き

市町村は、第4の1の(1)、(2)、(4)又は(5)の書類を受領したときは、市町村意見書（様式2）を作成し、申請書類2部（正1部、副1部）とともに所管する県農業事務所（企画振興課）に提出する。

3 県の手続き

- (1) 県農業事務所は、第4の1の(1)又は第4の2の書類を受領したときは、農業事務所意見書（様式3）を作成し、申請書類1部（正）とともに県担い手支援課に提出する。

- (2) 県は、(1)の書類を受領したときは、就農準備資金に係る研修機関等認定審査会（以下「認定審査会」という。）に付議し、その意見を踏まえ研修機関等の認定をするかどうかを決定する。ただし、第2の3の先進農家等のうち千葉県農業士又は千葉県指導農業士の認証を受けているもの、又は現に県から認されている研修機関等については、認定審査会への付議を行わないことができる。

なお、市町村等からの申請については、研修制度ごとに認定をするかどうかを決定する。また、認定審査会については別に定める。

- (3) (2)について、認定の有効期間は次のとおりとする。

ア 市町村等にあつては、認定をした日から研修制度が終了する日まで

イ 先進農家等にあつては、認定をした日から起算して5年

ウ ア、イについて、研修実態が明らかである等の事情があると認められる場合は、認定をしようとする日から遡って1年以内の日（ただし、令和4年4月1日以降の日とする。）を認定日とすることができる。

(4) 県は、第4の1の(3)の書類を受領したときは、(1)から(3)までの規定にかかわらず、研修機関等が認定基準を全て満たしたものと見なし、認定をするかどうかを決定することができる。

なお、上記について、認定の有効期間は令和4年4月1日から農業次世代人材投資事業（準備型）における研修機関等の認定の満了の日までとする。

(5) 県は、(3)又は(4)の決定結果について、申請者、主たる研修地のある市町村及び所管する県農業事務所に通知する。

第5 認定の取消

県は、県が認定した研修機関等が次の事項に該当したときは、事業の遂行に支障がないことを確認の上、認定を取り消すことができる。

なお、認定の取消に当たっては、必要に応じて認定審査会に付議する。また、決定結果について、当該研修機関等に対して通知する。

- 1 第3の認定基準を満たさなくなったとき。
- 2 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- 3 研修機関から辞退届（様式4）が提出されたとき。
- 4 その他、県が認定した研修機関等として相応しくない行為があったとき。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記

県が定める経営力の水準について

- 1 経営力は、個人の場合は専従者給与を引く前の農業所得、法人の場合は税引前当期純利益と役員報酬を合わせた額（以下「農業所得」という）で判断することとし、その水準は農業所得概ね500万円とする。
- 2 農業所得は、直近3か年の平均とする。
- 3 農業所得には、農業生産のほか、農産物加工、農家レストラン、農家民宿等の関連事業を含む。
- 4 単年度の極端な販売価格の下落や原材料の高騰、通常の農業経営では必要のない設備の減価償却費（研修生受入れのための施設費等）、家族への雇用費（専従者給与と考えられるもの）がある場合等については、これらの状況を勘案して経営体の農業所得を判断できるものとする。
- 5 千葉県農業士又は千葉県指導農業士の認証者については、認証に当たり同様の水準を設けていることから、認証をもって経営力が水準以上であると判断する。